



室伏政策研究室
Murofushi Seisaku-Lab.

日本の未来を考える勉強会

当面の政策課題について
— 入管法等の一部改正の施行後を考える—

室伏政策研究室 代表
政策コンサルタント 室伏謙一

平成30年12月20日

自己紹介

室伏 謙一 政策コンサルタント、室伏政策研究室 代表

政財官での実績を生かし、国会議員、地方議員の政策アドバイザーや民間企業向けの政策の企画・立案の支援、政治・政策関連の執筆活動等に従事しています。

昭和47年静岡県生まれ。静岡聖光学院高校卒業、国際基督教大学(ICU)教養学部卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科修了(法学修士)。

これまで

- 総務省
- 三井物産戦略研究所
- デロイト・トーマツコンサルティング等
- 衆議院議員政策担当秘書

最近の主な取組

- 衆参両院議員の政策アドバイザー
- 地方議員の政策立案支援
- 地域再生支援
- 宿泊施設関連団体政策顧問
- 対政府渉外活動支援
- メディア活動: 政治・政策関係記事の執筆、TV番組コメンテーター等

1 全体的な状況と問題の所在

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が先の通常国会において可決、成立、平成31年4月1日の施行を目指して、必要な準備が進められているところ。

施行までの予定

1	施行令及び施行規則の制定
2	基本方針の閣議決定（12月25日予定。法務省が作成し、閣議請議。現段階で案が示されている。本当に執行できるのか・・・？）
3	分野別運用方針の制定（年内を予定。法務省が、各分野を所管する関係行政機関並びに国家公安委員会、外務省及び厚生労働省と共同して作成。）



法務省の役割が大きいとともに、大きな負担
（やはり、本当に執行できるのか・・・？）

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

2 外国人材受入れのための対応策

これら以外の法務省の担当事務:外国人材受入れのための対応策

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を法務省が12月中にとりまとめ

なぜこれも法務省なのか？

「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成30年6月15日閣議決定)(関係部分抜粋)

4. 新たな外国人材の受入れ

(3)外国人の受入れ環境の整備

～今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について～(中略)～このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

2 外国人材受入れのための対応策

これを受けて以下の基本方針が閣議決定

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」 (平成30年7月24日閣議決定)

1	「法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし」とされ、 <u>法務省が本件の主務省として関係府省間の総合調整を行うこととされた。</u>
2	併せて、内閣府共生社会担当政策統括官の下に設置され、外国人対策の総合調整を担ってきた定住外国人施策推進室が廃止され、 <u>関連施策は法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室が担うこととされた。</u>
3	総務省、外務省、文部科学省及び厚生労働省については担うべき事務の方向性が示され、それ以外の府省については法務省による総合調整に必要な協力を行う他、「外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たる」とされている。

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

2 外国人材受入れのための対応策

対応策の検討体制

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」 (平成30年8月31日 法務大臣決定により設置)

- 9月13日より検討が開始され、これまで5回開催され、閣議決定と併せて示された検討の方向性に基づいて検討が行われてきた。
- 12月17日の第5回検討会において案が示され、今後政府の対応策として決定。

- 個別の対応策には124まで施策番号が付され、関係府省に具体的措置の検討及び実施が割り振られている。
- 概して、言語、教育、日常生活、医療、労働環境、治安であるが、中には地方創生交付金の対象施策(外国人材の活躍と共生社会の実現を図る取組)まで。
- あくまでも外国人向けのもので、日本人の生活、地域社会・共同体、慣習、文化への影響が考慮されておらず、それを防止する対策は完全に欠落。

 **これが今回の改正法の施行に係る最大の課題の一つ**

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

2 外国人材受入れのための対応策

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）【案】 資料 2-1

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)等、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生・社会の発展に向けた取組を推進する。今後とも対応策の充実を図る。

<p>外国人材の共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等</p> <p>(1) 国民及び外国人の意見を聴く仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「国民の声」を聴く会議において、意見及び外国人取組から意見を継続的に聴取 (2) 意見聴取会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進 <p>生活者としての外国人に対する支援</p> <p>(1) 暮らしやすい地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 行政・生活支援の多言語化、相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政・生活支援の多言語化、相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への取組の推進 ○ 「多文化共生総合相談センター」の整備 ② 資金・資金調達、現地の生活のための「生活・経済サポートブック」の作成・普及 ③ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築と多言語翻訳システムの活用促進 ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ○ 行政・民間連携による外国人材の受入れの促進 ○ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ○ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ○ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 <p>(2) 生活者としての外国人の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備等 ○ 医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備等 ○ 医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備等 ② 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ③ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ④ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ⑤ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 <p>(3) 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ② 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ③ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ④ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ⑤ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 	<p>(4) 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ② 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ③ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ④ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ⑤ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 <p>(5) 留学生の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大卒者・大学院生等の就職支援 ② 大卒者・大学院生等の就職支援 ③ 大卒者・大学院生等の就職支援 ④ 大卒者・大学院生等の就職支援 ⑤ 大卒者・大学院生等の就職支援 <p>(6) 新たな在留資格の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな在留資格の創設 ② 新たな在留資格の創設 ③ 新たな在留資格の創設 ④ 新たな在留資格の創設 ⑤ 新たな在留資格の創設 <p>外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組</p> <p>(1) 多言語化等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多言語化等の取組 ② 多言語化等の取組 ③ 多言語化等の取組 ④ 多言語化等の取組 ⑤ 多言語化等の取組 <p>(2) 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ② 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ③ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ④ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 ⑤ 外国人材の受入れを促進する行政・民間連携の取組 <p>新たな在留資格の創設</p> <p>(1) 新たな在留資格の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな在留資格の創設 ② 新たな在留資格の創設 ③ 新たな在留資格の創設 ④ 新たな在留資格の創設 ⑤ 新たな在留資格の創設 <p>(2) 新たな在留資格の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな在留資格の創設 ② 新たな在留資格の創設 ③ 新たな在留資格の創設 ④ 新たな在留資格の創設 ⑤ 新たな在留資格の創設 <p>(3) 新たな在留資格の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな在留資格の創設 ② 新たな在留資格の創設 ③ 新たな在留資格の創設 ④ 新たな在留資格の創設 ⑤ 新たな在留資格の創設
--	--

3 施行後を考えて何をすればいいか？

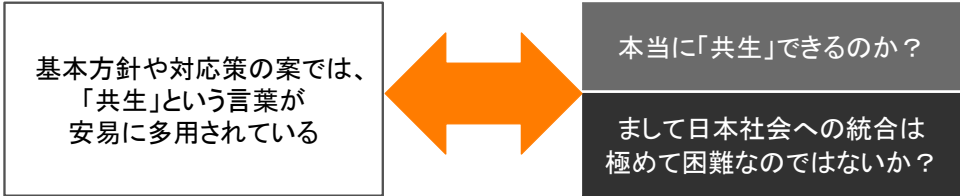
日本人の生活、地域社会・共同体、慣習、文化への影響の防止策、少なくとも緩和策の検討を求めていくこと

どのような影響が考えられるか？

- | | |
|---------------------------|--|
| <p>労働条件、労働環境関係</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 労働環境の悪化 ■ 賃金の低下、上方硬直化 ■ 福利厚生等の質の低下（「外国人材」の支援策の充実と事実上のパーターか。） |
| <p>地域社会への影響関係</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 異なる生活習慣の人口の増加による地域の住環境の悪化 ■ 異なる生活習慣に起因するトラブルの発生、増加 ■ 言語が通じないことによるトラブルの発生、増加 ■ 近隣公害の発生、増加 ■ 地域共同体の活動に係るフリーライダーの発生、増加 ■ 宗教に起因するトラブルの発生、増加 |

3 施行後を考えて何をすればいいか？

「共生」という言葉が踊っているが・・・



対応策にはこのような記載も

「総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受け入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。」

「その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく～」

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

3 施行後を考えて何をすればいいか？

移民住人との共生社会が実現している例

埼玉県川口市UR芝園団地
人気の団地(都心まで30分程度、15階建、団地内に小中学校等)

竣工時 (1978年)	日本人	
現在	日本人	中国人

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。 10

3 施行後を考えて何をすればいいか？

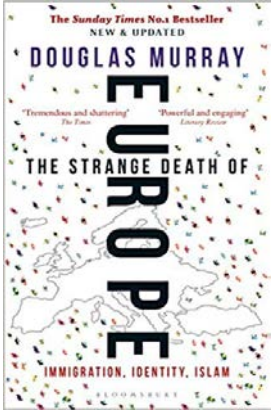
どうやって移民住人との共生社会が実現できたのか？

自治会の努力	様々なイベントを企画したり、それへの中国人住民の参加を呼びかけたりと試行錯誤を繰り返した
「芝園かけはしプロジェクト」 (学生中心)	
移民住民の「質」が一定	<ul style="list-style-type: none"> ■ ほとんどの住民が大卒以上、都内の企業の勤めるサラリーマンで一定以上の収入 ■ こらの条件がなくなれば、もろくも崩れる可能性が高い、極めてあやうい均衡
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活習慣が異なる人たちが近隣に、同じ地区に一緒に住めば、問題は起きやすい。 ■ 日本人住民と移民住民の違いが増えれば増えるほど、問題は顕在化する。 	

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。 11

3 施行後を考えて何をすればいいか？

英国における英国社会への影響の例(“The Strange Death of Europe”より)

<ul style="list-style-type: none"> ■ 英国ヨークシャー州のブラッドフォードの移民の子供が90%を占める地域の学校長をしていたRay Honeyfordが、保守系の雑誌“The Salisbury Review”に多文化主義と英国の学校教育への影響について寄稿。 ■ イスラム教徒の父親に、娘をダンスや演劇、スポーツに参加できるようお願いしたところ拒否。学期中に子供を出身国(パキスタン)に一時帰国させてしまうことも。 ■ こうした実態に対し、行政は黙認。 ■ Honeyfordはパキスタン系の市長により解任、その後訴訟で勝訴したものの、レイシストのレッテルを貼られ、身の危険に晒され、早期退職。 ■ 公共サービスへの悪影響、住環境の悪化、国としてのアイデンティティへの脅威 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や社会の一体性やソフト面での強靱化への影響 ■ 地域として国としての、端的に日本としてのアイデンティティの喪失の懸念 	

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

3 施行後を考えて何をすればいいか？

「外国人材受入れ」の日本社会、日本人への影響を検討分析し、対策、緩和策を検討することは喫緊の課題

これまでの「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」実施状況の検証・評価等を行うとともに、関係地公体からのヒアリング、現地調査等を行い、課題等を詳細に分析・把握すべき。

しかし

- 受入れ・共生対応策でさえ、関係省庁が多い上に、具体的内容の検討、着実な実施のための総合調整と業務が多く、法務省にとっては極めて重い負担。
- 更に日本人の生活、地域社会・共同体、慣習、文化への影響の防止策、緩和策の検討や総合調整まで担わせるのは無理があるのではないか。

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

3 施行後を考えて何をすればいいか？

防止策・緩和策は対応策と対になるものであり、「共生」を目指すなら必要不可欠

案の1

内閣府共生社会担当政策統括官において、法務省とも連携しつつ、日本社会、日本人への影響を検討分析し、対策、緩和策の検討・総合調整を行う

- 内閣府の政策統括官の所掌を新たに追加するについては、内閣府設置法の所掌事務の範囲を超えない限り、訓令によりこれを行うことが可能。
- つまり、既存の共生社会担当政策統括官の所掌事務に関連させて、担当させるということ。

案の2

内閣府設置法第4条第2項に基づき、7月24日の基本方針を改正し、こうした防止策・緩和策については内閣府において企画及び立案並びに総合調整を行う

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。

なぜ法務省なのか？(参考資料)

内閣法(昭和22年法律第5号)(抄)

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三~十四 (略)

3・4 (略)

法務省設置法(平成11年法律第93号)(抄)

(任務)

第二条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、法務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 (略)

(所掌事務)

第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一~三十九 (略)

2 前項に定めるもののほか、法務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

© 室伏政策研究室 無断転載等を禁じます。